

平成18年8月24日

社団法人 生命保険協会  
企業保険第一部会長  
手島 恒明 殿

企業年金連合会  
専務理事 矢野朝水

### 受託機関の資金決済期間の短縮化に関する要望書

公的年金がスリム化するなかで、老後の所得保障における企業年金の役割はますます重要となっており、年金資金の安全かつ効率的な運用のためには、受託機関の資金決済について、迅速かつ的確な事務処理が求められております。

しかしながら、総幹事会社である信託銀行や生命保険会社から他の受託機関に資金が行き渡り、運用資産に組み入れられるまでに相当の日数がかかっており、機動的かつ効率的な運用が十分に出来ない状況となっております。

こうした現状を改善するため、今般、受託機関の資金決済期間の短縮化に関する要望事項を以下のとおりとりまとめましたので、早急にご検討いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 信託幹事・生保幹事間の連絡項目の電子化と決済期間の短縮化

信託幹事・生保幹事間における資金決済に係る必要項目の連絡は、指図書等の文書を相手方に郵送することにより行われており、当該指図書等による連絡では、決済に要する日数がかさむばかりでなく、郵便事情による遅延や事務ミス等の発生により更に決済日数がかさむことが懸念されている。

こうした現状を改善するため、信託幹事・生保幹事間における必要項目の連絡は、電子的な媒体により行うとともに、併せて決済期間の短縮化に取り組んでいただきたい。

#### 2. 生保総幹事・信託幹事間における決済期間の短縮化

生命保険会社が総幹事会社の場合、生保総幹事・信託幹事間における資金決済は、厚生年金基金及び適格退職年金では、掛金等の入金日の翌日から起算して5営業日目、確定給付企業年金では、5ないし6営業日目に資金決済が行われている。

一方、信託銀行が総幹事会社の場合では、厚生年金基金及び適格退職年金は、5営業

日目、確定給付企業年金では、4 営業日目に資金決済が行われており、確定給付企業年金の決済期間が、両者で異なっている。

決済期間の短縮化の検討にあたっては、システムインフラ等の違いにより信託銀行が総幹事会社の場合と単純に比較することはできないが、迅速かつ的確な事務処理体制を構築した上で、少なくとも信託銀行が総幹事会社の場合で、確定給付企業年金における決済期間と同様に短縮化していただきたい。

### 3 . シェア変更等に伴う受託機関の資産移受管期間の短縮化

シェア変更等に伴う受託機関間の資金授受については、通常、送金元の受託機関の通知日から数えて 7 営業日目に資金決済が行われている。

しかしながら、ルールが決められた背景や市場慣行の変化、各種インフラの飛躍的な向上を勘案すると、上記資金決済期間の短縮化の余地は十分にあるものと考えられる。

こうした現状を改善するため、資金決済期間を短縮化するなど、シェア変更等に伴う資産移受管に係る期間を短縮化していただきたい。

### 4 . 一般勘定・特別勘定間の資金振替期間の短縮化

生命保険会社の一般勘定・特別勘定間の資金振替は、生命保険会社への入出金日・振替申出日の属する期間に応じて、月 4 回の振替日しか定めておらず、実際に掛金等の資金が特別勘定に入金されるまでに、最大で約 1 ヶ月も時間がかかっている。

こうした現状を改善するため、勘定間の振替回数の増加を図るなど、資金振替期間の短縮化が図られるよう生保各社に対して働きかけていただきたい。